

東日本大震災 Q & A

(損害賠償関係 ※原発問題を除く)

内容

損害賠償関係（原発問題を除く）	3
近隣者間の損害賠償をめぐる問題	3
Q 1 地震で自宅の屋根瓦が落ちて、隣家の車を傷つけてしまいました。私に責任がありますか。	3
Q 2 分譲マンションに住んでいますが、地震で私の部屋のパイプが折れて水があふれ出し、下の階の家財道具が水浸しになってしまいました。私に賠償責任があるのでしょうか。	4
Q 3 震災の影響で、自宅の隣地にある擁壁がゆがんでいます。今後、地震等により、擁壁が崩れて自宅を壊した場合、隣地所有者に損害賠償請求ができるのでしょうか。	4
Q 4 震災でお墓が倒れ、隣のお墓を損傷させてしまいました。修理費用を請求されています。支払わなければならないのでしょうか。	4
その他の損害賠償をめぐる問題	6
Q 1 会社に駐車していた車が津波で流されました。会社に補償してもらえますでしょうか。	6
Q 2 車検で預けていた車が流されました。車検会社に補償してもらえますでしょうか。	6
Q 3 倉庫業者に荷物を預けていたところ、大地震があつて倉庫が全壊、預けていた商品も壊れてしまいました。倉庫業者に対して何らかの請求ができるのでしょうか。	6
Q 4 震災で家が半壊となり、修理をお願いすることにしました。修理の間、大工さんに合い鍵を渡していたのですが、大工さんは家の鍵を掛けないまま帰っていたため、家に空き巣が入り、高価品が盗まれてしまいました。大工さんに何か言えないのでしょうか。 ...	7
Q 5 今回の震災により私が所有している山の一部が崩れ、他家所有の水路をふさいでしまいました。損害賠償責任を負うのでしょうか。	7
Q 6 被災した自宅が自治体に無断撤去されてしまいました。自治体に損害賠償請求できますか。	7

損害賠償関係（原発問題を除く）

近隣者間の損害賠償をめぐる問題

Q 1 地震で自宅の屋根瓦が落ちて、隣家の車を傷つけてしまいました。私に責任がありますか。

A 基本的には、屋根瓦が落ちたことによって生じた損害（車の修理費など）を賠償する責任を負います。

ただし、屋根瓦が本来備えるべき安全性があったことを立証できれば、責任を免れる場合もあります。

- ・ 屋根瓦は建物の一部として、工作物責任（民法 717 条）という民法上の特別の責任の対象となります。
- ・ 工作物責任とは、土地の工作物（塀、屋根瓦、看板など土地上に人工的に設置された物）が壊れて他人や物を傷つけた場合、その工作物の「設置または保存」に瑕疵（欠陥）があれば、持ち主（所有者）やそれを管理していた人（占有者）に損害賠償責任が発生するという、法律上の特別な責任です。これには、地震が起きた場合に責任が免除されるという規定はありません。
- ・ 強風・豪雨、地震などが発生したときに、工作物の瑕疵（本来備えるべき安全性を欠いていること）によって損害が発生または拡大した場合には、所有者や占有者は、その瑕疵が損害発生または拡大に影響を及ぼした程度に応じて責任を負うこととなります。
- ・ ただし、当該屋根瓦が本来備えるべき安全性を有していたことが立証できた場合には、工作物に瑕疵が認められず、占有者ないし所有者は、その責任を免れます。瑕疵の有無の判断は、所有者の故意・過失に関わらず、客観的に判断されます。
- ・ 例えば、地震により周囲の建物全部の瓦が落ちている状況であれば免責されるでしょう。しかし、自分の建物だけ瓦が落ちたということになれば、瓦の設置・管理に欠陥があったと考えられるでしょう。
- ・ なお、第 1 次的に責任を負うのは占有者ですが、占有者が工作物の設置および保存について、損害発生を防止するのに必要な注意を払っていた場合は、その責任を免れます。
- ・ 占有者が責任を免れたときには、所有者が二次的に責任を負います。所有者の責任は無過失責任といわれていますので、所有者自身に故意・過失がなくても、客観的に工作物に瑕疵があれば、瑕疵を原因として発生した損害について賠償する責任を負います。

Q 2 分譲マンションに住んでいますが、地震で私の部屋のパイプが折れて水があふれ出し、下の階の家財道具が水浸しになってしまいました。私に賠償責任があるのでしょうか。

A 地震直後のことであれば賠償責任が発生しない可能性があります、ケースによっては責任が問われることもあります。

- ・ 従前から老朽化していたものを放置しており、地震が引き金になって破損したというような場合などは、瑕疵（その物が本来有すべき安全性を欠いていること）があるとして責任を問われます。一方、本来有すべき安全性を備えていたことが立証されれば、瑕疵がなかったとして責任を免れることもあります。
- ・ 事故の原因が区分所有者の過失である場合には、その区分所有者が被害を受けた人に対して、損害賠償責任を負います。
- ・ 水漏れがマンションの配水管の老朽化等が原因である場合には、建物の占有者または所有者が損害賠償責任を負います。

Q 3 震災の影響で、自宅の隣地にある擁壁がゆがんでいます。今後、地震等により、擁壁が崩れて自宅を壊した場合、隣地所有者に損害賠償請求ができるのでしょうか。

A 損害賠償請求ができる可能性があります。

- ・ 仮に本件のようなケースではなく、今回の震災により擁壁が崩れて家屋を壊した場合には、当該場所での震度等により、隣地所有者に故意・過失がないとして、不法行為責任を問えないことが考えられます。
- ・ しかし、今回の震災で擁壁がゆがみ、大震災でなくても崩れてしまうような危険な状況で、それを隣地所有者が認識しているような場合であれば、今後実際に地震が起き、擁壁が崩れ家屋が壊れた場合には、隣地所有者が不法行為に基づく損害賠償責任を負うものと考えられます。
- ・ まずは、隣地所有者に危険を知らせて、補修工事をお願いしてはいかがでしょうか。

Q 4 震災でお墓が倒れ、隣のお墓を損傷させてしまいました。修理費用を請求されています。支払わなければならないのでしょうか。

A 原則として、墓が倒れたことにより隣の墓を損傷してしまった場合には、修繕費を支払う必要があります。

ただし、当該墓の設置や保存について「本来備えるべき安全性」があったことを立証できれば、支払義務を免れる場合もありますので、弁護士会等の相談窓口で相談をされた方がよいでしょう。

- ・ 土地上の工作物に「瑕疵」（本来備えているべき安全性を欠いていること）があれば、工作物の占有者または所有者は、これにより生じた損害を賠償する責任を負います（土地工作物責任、民法 717 条）。

- ・ 第1次的に占有者が賠償責任を負いますが、占有者が塀の設置または保存に関し、損害の発生を防止するのに必要な注意を払っていたときは、その責任を免れます。その場合には、第2次的に当該建物の所有者が賠償責任を負います。
- ・ ただし、墓の設置や保存に関し「本来備えるべき安全性」があれば、「瑕疵」がなかったとして、所有者も損害賠償責任を免れることがあります。
- ・ 「瑕疵」が認められるかどうかは、墓の設置者の故意・過失とは関係なく、客観的に判断されます。

その他の損害賠償をめぐる問題

Q 1 会社に駐車していた車が津波で流されました。会社に補償してもらえるでしょうか。

A 補償は難しいでしょう。

- ・ 会社に車を駐車する場合は、さまざまなケースがありえます。例えば、取引先に商談に車で行き、取引先の会社の駐車場に駐車する場合や、自家用車で会社へ通勤する場合などがあるでしょう。
- ・ もっとも、通常は、会社が無償で駐車スペースを提供しているにすぎないのですから、会社が、車に対して、いわゆる「善管注意義務」（善良なる管理者としての注意義務。その人の職業や社会的地位などに応じて一般的・平均的に要求される程度の義務のことを言います。）を負っているとは考えられませんし、ましてや今回の大震災においては、仮に善管注意義務があるとしても、その違反が認められないものと解されますので、補償（賠償）が認められることは困難と思われます。

Q 2 車検で預けていた車が流されました。車検会社に補償してもらえるでしょうか。

A 補償は難しいでしょう。

- ・ 車検会社との間には、車検についての請負契約（車を整備して車検をとおす）と車についての寄託契約（預かった車をきちんと返す）の混合契約が成立していると考えられます。
- ・ 有償寄託契約の場合、預かった側（車検会社）は、「善管注意義務」（善良なる管理者としての注意義務）を負いますので（無償の場合注意義務は軽減されています。ただし、会社やお店が営業の範囲内で寄託を受けた場合は、無償でも善管注意義務を負います。）、車検会社の不注意等で車が壊れたり無くなったりした場合は、車検会社に補償を求めることができます。
- ・ もっとも、今回の大震災において、車が津波で流されて損壊・滅失等したことについて、善管注意義務違反は認められないでしょうから、補償は困難と思われます。

Q 3 倉庫業者に荷物を預けていたところ、大地震があつて倉庫が全壊、預けていた商品も壊れてしまいました。倉庫業者に対して何らかの請求ができるでしょうか。

A 基本的に地震によって生じた損害は倉庫業者に請求できませんが、商品に地震保険がかけられていたのなら、保険金を請求できます。

- ・ 「標準倉庫約款」では、地震によって生じた損害については、倉庫業者は責任を負わないとされています。
したがって、倉庫業者に対して破損した商品について損害賠償を請求することはで

きません。

- ・ もっとも、地震発生の前から、倉庫業者の保管・管理状況が悪かったために商品が破損したというのであれば、倉庫業者に損害賠償を求めることが可能です。この場合、倉庫業者は自らに落ち度がなかったことを立証しない限り、損害賠償義務を負います。
- ・ なお、地震保険が掛けられている場合があります。契約内容、約款などを確認するとよいでしょう。

Q 4 震災で家が半壊となり、修理をお願いすることにしました。修理の間、大工さんに合い鍵を渡していたのですが、大工さんは家の鍵を掛けないまま帰っていたため、家に空き巣が入り、高価品が盗まれてしまいました。大工さんに何か言えないでしょうか。

A 大工さんに損害賠償請求ができる場合があります。

- ・ 本件の場合、大工さんに対して、不法行為責任ないし債務不履行責任に基づき、損害賠償請求ができる場合があります。
- ・ 空き巣がどこからどのように入ったのかなどの当時のいろいろな事情により結論が異なり得ますし、立証の面でも簡単ではないと思われますので、弁護士や司法書士等の専門家に相談してください。

Q 5 今回の震災により私が所有している山の一部が崩れ、他家所有の水路をふさいでしまいました。損害賠償責任を負うのでしょうか。

A 事案にもよりますが、賠償責任が発生しない可能性が高いと思われます。

- ・ 不法行為に基づく損害賠償責任（民法 709 条）が発生するか問題になりますが、このたびの東日本大震災のような大きい地震により山が崩れたような場合には、故意・過失がないものとして、損害賠償責任は発生しないものと思われます。
- ・ もっとも、例えば、地震発生前から崩れる可能性を指摘されていたにもかかわらず、それを放置していたような場合などでは、損害賠償責任が発生する可能性もありえるなど、事情によって異なりますので、ご心配ならば、一度、専門家に相談されてみてはいかがでしょうか。

Q 6 被災した自宅が自治体に無断撤去されてしまいました。自治体に損害賠償請求できますか。

A 損害賠償請求が認められるかは難しいところでしょう。

- ・ 「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」で、次のような取り扱いが示されています。
倒壊してがれき状態になっている建物については、所有者等対する連絡・承諾がなくても撤去して差し支えないことになっています。

敷地上にある建物が一定の原型をとどめている場合には、所有者等の意向を確認するのが基本としつつも、所有者等に連絡が取れない場合や、倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士等の専門家に判断を求め、建物の価値がないと認められたものについては、解体・撤去して差し支えないものとされています。

- ・ 上記の撤去処理方針は、人の捜索・救出、御遺体の捜索・搬出その他防疫・防火対策の必要性、社会生活の回復等のため、緊急に対処する必要性があることを理由にしています。

したがって、建物がある程度原型をとどめており、一定の価値があり、かつ、人の救出や防火対策などの撤去の必要性がないにもかかわらず、撤去されたような場合には、損害賠償請求が認められるものと思われますが、そうでない場合に損害賠償請求が認められるかは微妙なところです。